

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日)

保安林の指定の解除予定(六件)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

規則

目次

◆規則
告示
字の区域の変更
生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定
保険薬剤師の登録

保険医の登録の抹消

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
被爆者一般疾病医療機関の指定

計量器の定期検査の実施
土地改良法による換地処分

鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村長等の事務引継規則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第一百三十三条」を「第一百三十二条」に、「基き」を「基づき」に、「副収入役及び」を「及び副収入役並びに」に、「並びに市町村」を「及び市町村」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告
示

鳥取県告示第四百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三保地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称を変更する	同上の区域（昭和五十九年一月六日現在の地番による。）
-----------	----------------------------

大字三保字西野

大字三保字西野の全域	大字田越字井岡地頭一〇三の二三の一部、一〇三の二六の一部、一〇三の二七の一部、一〇三の三〇の一部、一〇三の三一の一部、一〇三の三四の一部、一〇三の三五の一部、一〇三の三八の一部、一〇三の三九の一部、一〇三の五四の一部、一〇三の五三から一〇三の五八まで、一〇三の五九の一部、一〇三の六〇、一〇三の一四、一〇三の一四三の一部、一〇三の一四五から一〇三の一四七まで、一〇三の一四八から一〇三の一五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
------------	---

鳥取県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字田越字御越
シ頭

大字田越字井岡地頭一〇三の一四八の一部及びこれと一体をなす国有地

大字田越字井岡地頭
シ頭

大字田越字御越シ頭の全域
大字田越字井岡地頭一〇三の一四八の一部及びこれと一体をなす国有地

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永見医院	米子市久米町二八四一一	昭和六十年四月八日

鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	高見 医院	雄 有 限 会 社 貝 田 哲
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和六十年四月一日	鳥取市吉成八三一一四	昭和六十年四月十日
安達 医院	八 東伯郡東郷町大字中興寺三五	"	鳥取市福市一一六九	昭和六十年四月九日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"	鳥取市西町一丁目二〇六	昭和六十年四月九日
市場 医院	境港市湊町一五二	"	東伯郡大栄町大字由良宿五五	昭和六十年四月二日
太田 医院	米子市東町三〇五	"	吉澤 歯科医院	昭和六十年四月二日
真壁 医院	米子市尾高町四六	"	橋本 歯科医院	昭和六十年四月二日
石川 内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和六十年四月十日	竹原 整形外科医	昭和六十年四月二日
森安 皮膚泌尿器 科医院	米子市中町五八一一	"	池原 整形外科医	昭和六十年四月二日

米沢 歯科医院	矢富 歯科医院	松下 歙科医院	永見 医院	名和町国民健康 保険診療所	吉田 医院	菅村 内科医院	吉澤 歯科医院	橋本 歯科医院	竹原 整形外科医	池原 整形外科医	高見 医院	雄 有 限 会 社 貝 田 哲	境港市松ヶ枝町九	
"	"	"	"	一 西伯郡名和町大字名和六〇〇	米子市久米町二八四一二	米子市東福原二四八一一	一 気高郡氣高町大字勝見八四四 一三〇一二八三	東伯郡泊村大字泊七五〇	鳥取市西町一丁目二〇六	鳥取市福市一一六九	倉吉市宮川町一七六一一	岸田 内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和六十年四月九日
"	"	"	"	昭和六十年四月一日	昭和六十年四月一日	昭和六十年四月一日	"	"	昭和六十年四月八日	昭和六十年四月八日	昭和六十年四月二日	瀧田 外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一	昭和六十年四月二日

昭和60年4月19日 金曜日

鳥取県告示第四百七十六号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
川上 医院	米子市岡成九五	昭和六十年四月二十三日

鳥取県告示第四百七十八号

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川上 純子	鳥医第四七九号	昭和六十年四月二十三日

鳥取県告示第四百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五一第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
足立 道子	鳥薬第五六六号	昭和六十年三月二十日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松原 俊子	鳥薬第五六八号	昭和六十年三月二十二日

る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
百村歯科医院	鳥取市上町一八一五	昭和六十年一月一日
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	昭和六十年一月一日
中村歯科医院	鳥取市扇町三	“
小林薬局えきま え店	倉吉市上井町二丁目一一一	昭和六十年三月一日
寛歯科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	“
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町一三一	昭和六十年三月十五日

鳥取県告示第四百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	県名 都道府
百村歯科医院	鳥取市上町一八一五	昭和六十年一月一日	全国
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	“	“
中村歯科医院	鳥取市扇町三	“	“
小林薬局えきま え店	倉吉市上井町二丁目一一一	昭和六十年三月一日	“
寛歯科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	“	“
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町一三一	昭和六十年三月十五日	“

鳥取県告示第四百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

定により告示する。
昭和六十一年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実施期間 実施場所

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水恵子	鳥国歯第四七四号	昭和五十九年十二月十日
森真雅子	鳥国薬第五五九号	昭和五十九年十二月五日
大對勝彦	鳥国薬第五六二号	昭和六十一年二月四日
寺岡厚江	鳥国薬第五六四号	昭和六十一年二月十八日
小林幹久	鳥国医第三、一七八号	昭和六十一年一月二十四日
星野潮	鳥国医第三、一七九号	"
室津和男	鳥国医第三、一八〇号	"
森下嘉一郎	鳥国医第三、一八一號	"
豊島良太	鳥国医第三、一九五号	昭和六十一年三月二十日

鳥取県告示第四百八十二号

原子弹被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子弹被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五〇	昭和六十一年四月十一日
永見医院	米子市久米町二八四一二	"

昭和六十一年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

昭和六十一年五月二十一日から
昭和六十一年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域
昭和六十年五月二十一日	午前十時から	境港市
昭和六十年五月二十二日	午後三時まで	境港市
昭和六十年五月二十三日	午前十時から	境港市境公民館
昭和六十年五月二十四日	午後二時まで	境港市
昭和六十年五月二十五日	"	境港市外江公民館
昭和六十年五月二十六日	"	境港市中浜公民館
昭和六十年五月二十七日	"	境港市余子公民館
昭和六十年五月二十八日	"	
昭和六十年五月二十九日	"	
昭和六十年五月三十日	"	
昭和六十年五月三十一日	"	

鳥取県告示第四百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 西尾邑次

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字栗木野呂三〇一三・字生賀野呂三〇一四の二・字
入刀毛三〇三三(以三重二〇二二、火の因ニモト部分)銀。

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

歸故里告二萬四百六十六

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

鳥取県知事 西尾邑次

昭和六十年四月十九日

昭和60年4月19日 金曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字ハサリ二六五の二・二六五の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字尾出見三四六の四一・三四六の五〇・三四

六の六六・三四六の七一・三四六の八四（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字屋住字添谷奥五九八の一・六〇〇の一・六〇二の一の一
・字夏明平ラ六〇八・六〇九・六一六・六二〇・六二三（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一三・一八八五の一五・一八八五の一八・一八八五の一九（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開参二六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年四月二十二日から施行する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の米子信用金庫の項中

境支店

境港市元町

境支店

境港市松ヶ枝町

に改める。